

新潟県立小千谷高等学校 いじめ（又は、いじめが疑われる）事案に係る組織的対応マニュアル

未然防止

生徒理解研修会等の実施、いじめに係る相談体制の整備

早期発見

生徒、保護者、発見者、アンケート、等

情報を得た教職員
担任、副主任、授業担当、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、等

【報告及び調査方法の確認】

いじめ、あるいは、いじめの疑いのある情報を得た場合は、至急、学年主任に報告し、その後速やかに委員長・推進教員・管理職に報告した後、生徒からの聴き取り等について委員会に確認した上で、対応を組織的に進める。

学年主任

いじめ防止対策委員長、いじめ対策推進教員

教頭

校長

【初期対応・初期判断】

校長、教頭、委員長、推進教員、学年主任、関係職員による状況の確認の後、調査方法及び分担等を確認し、聴き取り後の委員会開催を周知する。

【聴き取り】

聴き取る生徒の保護者に連絡し、委員を含む2名が訴えの内容を聴き取る。

《聴き取り時の留意点》

- ア) 複数の教員で対応して聴き取り、メモを必ず残す。
- イ) 被害生徒及び加害生徒の安全を確保する。
- ウ) 基本的には、オープンエスチョンを心掛け、事実の把握に努める。
- エ) 被害生徒及び加害生徒を取り巻く環境にも目を向け、いじめに至った背景や経緯を聴き取る。
- オ) 被害生徒及び加害生徒の心の安定に配慮する。

情報収集・事実確認・方針立案

いじめ防止対策委員会

【1次判断】
情報の共有と調査及び対応の方針を決定

【認知判断】
事実関係把握、認知判断、指導方針決定
(必要に応じて、関係機関と連携)

【解消へ向けた指導】
被害生徒及び保護者の了解を得た上での指導
(必要に応じて、関係機関と連携)

継続指導、経過観察

【解消の確認】
認知後3か月を目安に、
被害及び加害生徒と双方の保護者にいじめ解消について確認

【再発防止】
見守り、経過観察

情報共有

情報共有

情報共有

情報共有

報告

支援

報告

支援

報告

支援

職員会議等での職員への報告

県教育委員会
生徒指導課

指導

解消・経過観察